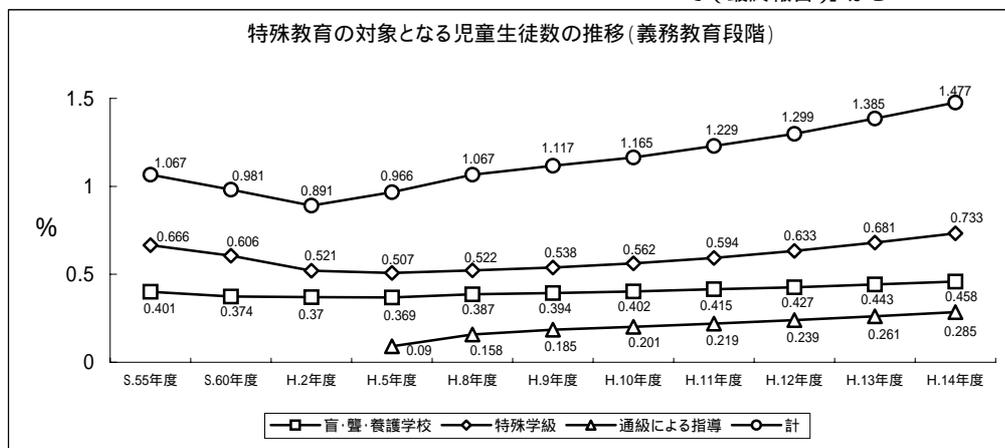


# Q 1 学校において、なぜLD(学習障害)やADHD(注意欠陥/多動性障害)・高機能自閉症への対応が話題になることが多くなったのですか

## 1 障害のある児童生徒の教育をめぐる情勢の変化

養護学校や障害児学級(1)に在籍する児童生徒など、障害児教育の対象となる児童生徒数については下の表のように増加傾向にあります。「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」から



こうしたなか、平成14年に文部科学省が全国の4万人以上の小・中学の児童生徒を対象に「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」を実施しました。それによると、「学習面や行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合が6.3%(2)の割合で通常の学級に在籍していることが明らかになりました。

これに既に特別な支援を受けている障害児学級の児童生徒(0.7%)を加えると、特別支援教育のニーズを持つ児童生徒の合計は7%以上(40人学級の場合2~3人)にもなることを示しているといえます。

こうした現状を踏まえ、障害のある子どもたちへの適切な教育的支援の在り方について抜本的に見直すことが必要となってきました。

(1)高知県では、一般的に「障害児学級」と呼びますが、法令上(学校教育法第75条)では「特殊学級」となっています。  
 (2)この数値は、担任による回答に基づくもので、LDの専門家の判断や医師の診断によるものではありません。

## 2 LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒の現状

一方、このような現状にもかかわらず、LD、ADHD、高機能自閉症については、障害の原因や定義、判断基準など、まだ十分に研究が進んでいない部分もあり、担任の理解や経験または学校内での協力体制が十分でないなどの理由から、適切な対応ができなかったり、時には学級としてうまく機能しないといった深刻な状況に至るケースも見られるようになりました。

LD、ADHD、高機能自閉症は、一般には軽度発達障害と呼ばれています。しか

し、適切な対応がなされない場合には、しばしば深刻な二次障害が引き起こされることを考えると、必ずしも“軽度”な発達障害とはいえません。

周囲にこれらの障害についての知識や理解がない場合、LD、ADHD、高機能自閉症の子どもたちは、運動機能に明白な障害がなく、ことばがあり、全般的な学習には顕著な遅れがないため、障害があるとは認知されないことが多くあります。

そして「学習意欲がない」「自分勝手にわがまま」「乱暴」「しつけができていない」などと思われて、配慮や支援が必要な子どもたちであるとは理解されないことが多くあります。そればかりか、学校でも家庭でも終始しかられたり、同級生からのいじめにあっていることが少なくありません。

その結果として、これらの子どもたちは自己評価が極めて低くなり、学習への意欲の低下、自暴自棄、暴力的な行動の頻発、などの二次障害を引き起こすこともあります。こうした二次障害が起きてくると保護者や教師の接し方は一層厳しいものになり、これがさらに二次障害を強めるという悪循環に陥ります。

これらのことから、LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援は緊急かつ重要な課題であると認識されるようになってきました。

### 3 今後の特別支援教育についての最終報告

こうした通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒や、障害児学級及び盲・聾・養護学校の児童生徒への教育的支援の在り方について、平成15年3月に文部科学省が設置した「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が公表されました。

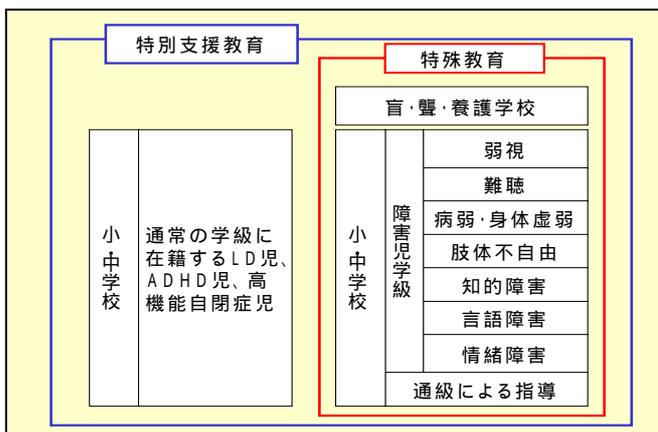
これからの障害のある児童生徒への支援について次のように示されています。

「場」の特殊教育 から 「個」の特別支援教育 へ

(1) これまでの、障害の程度等に応じて養護学校や障害児学級などの特別な「場」に重点を置いて指導を行ってきた「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人(=「個」)の「教育的ニーズ」に応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ります。

特別支援教育 = 従来の特殊教育に加え、通常の学級にいるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒も対象とする

(2) これまでの特殊教育は図のように盲・聾・養護学校、小・中学校の障害児学級、そして通級による指導の児童生徒を支援の対象としてきました。



これからの特別支援教育では、従来の特殊教育の対象に加え、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒を含めて支援を行います。

(資料参照)